

## 公募公告

下記のとおり公告に付する。

### 記

#### 1. 公募に付する事項

- (1) 件 名 横浜税関本関他 8 施設における飲料水自動販売機の設置業務
- (2) 募集者数 設置番号ごとに 1 者
- (3) 使用許可期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 使用料等 有償（施設使用料及び光熱水料）

#### 2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 各省庁から、指名停止を受けていない者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び（7）から（10）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (12) 仕様書に掲げる条件を満たす者であること。
- (13) 公募事項等の説明を受けない者は、公募に参加できないものとする。
- (14) その他の条件については、下記 3. において説明する。

#### 3. 公募事項等説明の日時及び場所

公募に参加を希望する者は、下記 4. に記載の担当係へ連絡し公募事項等の説明を受けること。

- (日時) 令和 4 年 1 月 24 日（月）～令和 4 年 2 月 7 日（月）  
09 時 00 分～12 時 00 分及び 13 時 00 分～17 時 00 分

(ただし、土曜日、日曜日及び行政機関の休日を除く)

(場所) 神奈川県横浜市中区海岸通 1 - 1 横浜税関総務部会計課 (横浜税関本関 4 階)

#### 4. 申込書等の提出

上記 3. の公募事項等の説明を受け、自動販売機設置を希望する者は、申込書等を次の提出先に持参または郵送すること。

なお、提出資料の内容、提出期限等については上記 3. にて説明を行う。

##### 【提出先】

〒 2 3 1 - 8 4 0 1 神奈川県横浜市中区海岸通 1 - 1  
横浜税関総務部会計課 国有財産係 (横浜税関本関 4 階)  
担当者：生方、村木 (0 4 5 - 2 1 2 - 6 0 3 7)

#### 5. 申込書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申込書等は無効とする。

以上、公告する。

令和 4 年 1 月 2 4 日

横浜税関長 宇野 雅夫